



北海道情報大学 通信教育部

**「旧免許法」で初めて
教員免許状を取得する場合の
教職課程カリキュラム
(2020年度)**

適用となる免許法

2019年度以降に入学される方（正科生A1年次入学、正科生A2・3年次編入学生、科目等履修生、再入学生）は、「新免許法」が適用されますが、以下の条件の編入学生および再入学生のみ「旧免許法」が適用されます。

■旧免許法の適用となる条件

2020年度の適用条件は、春期入学が以下の1と2、秋期入学が1と3に該当すること

1. 2019年3月31日まで4年制大学（本学含む）に在学していること
2. 2020年3月31日に上記1の大学を退学して、2020年4月1日に本学に編入学または再入学すること
3. 2020年9月30日に上記1の大学を退学して、2020年10月1日に本学に編入学または再入学すること

※「新免許法」が適用される方は、入学志願要項をご覧ください。

正科生Aの方が卒業＋免許状取得までの必要単位数と費用合計の目安

費用合計は、スクーリング受講料、インターネットメディア授業受講料と教科書代も含めた必要最低限の金額です。ただし、履修する授業形態や使用する教科書により金額は異なりますので、目安とお考えください。

- ◆初めて高等学校教諭1種免許状（情報・商業・数学のいずれか）の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第5条別表第1を基に取得する場合）

入学年次	最短 修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネット メディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安 （最短修業年限で卒業する場合）
2年次	3年	123単位以上	24単位以上	約100万円
3年次	2年	91単位以上	16単位以上	約75万円

- ◆初めて高等学校教諭1種免許状の2教科の免許状の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第5条別表第1を基に取得する場合）

入学年次	最短 修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネット メディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安 （最短修業年限で卒業する場合）
2年次	3年	127単位以上	24単位以上	約100万円
3年次	2年	95単位以上	16単位以上	約75万円

- ◆初めて高等学校教諭1種免許状の3教科の免許状の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第5条別表第1を基に取得する場合）

入学年次	最短 修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネット メディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安 （最短修業年限で卒業する場合）
2年次	3年	131単位以上	24単位以上	約100万円
3年次	2年	99単位以上	16単位以上	約80万円

- ◆初めて中学校教諭1種免許状（数学）の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第5条別表第1を基に取得する場合）

入学年次	最短 修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネット メディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安 （最短修業年限で卒業する場合）
2年次	3年	131単位以上	24単位以上	約100万円
3年次	2年	99単位以上	16単位以上	約75万円

- ◆初めて中学校教諭1種免許状（数学）と高等学校教諭1種免許状（数学）の同時取得を目指す場合
（卒業＋免許状取得）（免許法第5条別表第1を基に取得する場合）

入学年次	最短 修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネット メディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安 （最短修業年限で卒業する場合）
2年次	3年	133単位以上	24単位以上	約100万円
3年次	3年	101単位以上	16単位以上	約75万円

初めて高等学校教諭1種免許状を取得するケース（旧免許法）

〈免許法第5条別表第1による場合〉

★高等学校教諭1種免許状〈「情報」「商業」「数学」〉のうち1～3教科を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち			左記に追加となる単位
教科に関する科目	第66条の6に定める科目	教科又は教職に関する科目※2	教職に関する科目※3
1教科取得の場合 計20単位	計8単位	計10単位	計29単位
2教科取得の場合 計40単位 (1教科あたり20単位)		計20単位	計33単位
3教科取得の場合 計60単位 (1教科あたり20単位)		計30単位	計37単位

※1 大学卒業要件は、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、2年次編入学と3年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。(例)2教科取得の場合は68単位、3教科の場合は98単位。

※2 詳細は11ページを参照。「教科又は教職に関する科目」のうち、「教科に関する科目」の選択科目(単位)が卒業要件単位に含まれます。

※3 「教職に関する科目」は卒業要件に含まれません。

★「教科に関する科目」、「第66条の6に定める科目」、「教科又は教職に関する科目(うち教科に関する科目で修得した単位)」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教職に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

初めて中学校教諭1種免許状を取得するケース(旧免許法)

〈免許法第5条別表第1による場合〉
 ★中学校教諭1種免許状(数学)を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち			+	左記に追加となる単位
教科に関する科目	第66条の6に定める科目	教科又は教職に関する科目※2		教職に関する科目※3
計20単位	計8単位	計2単位		計37単位

※1 大学卒業要件は、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位です。

※2 詳細は12ページを参照。

※3 「教職に関する科目」は卒業要件に含まれません。

★「教科に関する科目」、「第66条の6に定める科目」、「教科又は教職に関する科目(うち教科に関する科目で修得した単位)」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教職に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得するケース（旧免許法）

〈免許法第5条別表第1による場合〉

★中学校教諭1種免許状〈数学〉・高等学校教諭1種免許状〈数学〉の中・高両方の免許状を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位 ^{※1} のうち			+	左記に追加となる単位
教科に関する科目	第66条の6に定める科目	教科又は教職に関する科目 ^{※2}		教職に関する科目 ^{※3}
計20単位	計8単位	計8単位		計39単位

※1 大学卒業要件は、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、数学（中・高）の免許状に加え、他の免許状を取得する際、卒業要件単位数を超える単位の修得が必要となる場合があります。

※2 詳細は11～12ページを参照。「教科又は教職に関する科目」のうち、「教科に関する科目」の選択科目（単位）が卒業要件単位に含まれます。

※3 「教職に関する科目」は卒業要件に含まれません。

★「教科に関する科目」、「第66条の6に定める科目」、「教科又は教職に関する科目（うち教科に関する科目で修得した単位）」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教職に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

高等学校教諭1種免許状

教科(情報)に関する科目 科目名一覧

(●印は必修科目です)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
情報社会及び情報倫理	1以上	●情報社会論	2		4
		●知的所有権論	2		
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	1以上	●コンピュータサイエンス入門	2		6
		コンピュータアーキテクチャ	2	2020年度は休講	
		プログラムの仕組み	2		
		アルゴリズム	2		
		情報システム学概論Ⅰ	2		
		●プログラミング基礎	4	実習を含む※1	
情報システム(実習を含む。)	1以上	●データベースシステム	2	実習を含む※2	4
		データベース技術	2		
		●システム設計演習	2	実習を含む※1	
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1以上	●コンピュータネットワーク	2	実習を含む※2	2
		コミュニケーション概論	2		
		ネットワークセキュリティ	2		
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	1以上	●デジタル画像概論	2	実習を含む※2	2
		音声情報処理	2		
情報と職業	1以上	●情報職業論	2		2
法定必要単位数合計	20	本学での必要(必修)単位数合計			20

※1 スクーリングまたはインターネットメディア授業必修科目。
プログラミング基礎およびシステム設計演習は、前期8月にスクーリングを実施。
また、前期・後期ともにインターネットメディア授業を実施します(いずれも2020年度予定)。

※2 実習の方法は授業形態や科目により異なります(印刷授業はレポート課題に含む)。

高等学校教諭1種免許状

教科(商業)に関する科目 科目名一覧

(●印は必修科目です)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科 目 名	法定必要単位数	科 目 名	単位数	備 考	
商業の関係科目	1以上	簿記原理応用編	2		18
		●管理会計論	2		
		財務会計学基礎編	2		
		経営戦略と組織	2	2020年度は休講	
		●e-ビジネス総論	2		
		●サプライチェーンマネジメント	2		
		●マーケティング論	2		
		●流通概論	2		
		●ベンチャービジネス論	2		
		ブランドマネジメント	2		
		アントレプレナーシップ論	2		
		●経営情報システム	2		
		経営科学	2		
		定量分析とその応用	2		
		●英語Ⅲ（中級英語読解）	2		
		法学	2		
		●商法	2		
職業指導	1以上	●職業指導	2		2
法定必要単位数合計		本学での必要(必修)単位数合計			20

中学校・高等学校教諭1種免許状共通

教科(数学)に関する科目

科目名一覧

(●印は必修科目です)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
代数学	1以上	●行列と連立1次方程式	2		4
		基礎数学	2		
		●代数学	2		
幾何学	1以上	●ベクトル空間と線形写像	2		4
		●複素数	2		
解析学	1以上	●一変数の微分法	2		6
		●一変数の積分法	2		
		応用数学	2		
		●三角関数・指数関数・対数関数	2		
		多変数関数の解析	2		
「確率論・統計学」	1以上	●確率論	2		4
		●統計概論	2		
コンピュータ	1以上	●データ解析入門	2		2
		プログラム言語Ⅰ	2		
法定必要単位数合計	20	本学での必要(必修)単位数合計			20

高等学校教諭1種免許状取得用の「教職に関する科目」

（●印は必修科目です
▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科 目 名	各科目に含める必要事項	法定必要単位数	科 目 名	単 位 数	備 考	
教職の意義等に関する科目	教職の意義および教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種機会の提供等	2	●教職概論	2		2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	●教育原理	2		6
			●教育心理学	2		
			▲教育制度論	2	2科目中1科目 選択必修	
			▲教育社会学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6	●教育課程論	2		10
	各教科の指導法		●情報科教育法Ⅰ （【情報】の方のみ）	2	免許状【情報】を取得する場合の 必修科目	
			●情報科教育法Ⅱ （【情報】の方のみ）	2		
			●商業科教育法Ⅰ （【商業】の方のみ）	2	免許状【商業】を取得する場合の 必修科目	
			●商業科教育法Ⅱ （【商業】の方のみ）	2		
			●数学科教育法Ⅰ （【数学】の方のみ）	2	免許状【数学】を取得する場合の 必修科目	
			●数学科教育法Ⅱ （【数学】の方のみ）	2		
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育の方法と技術	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		生徒指導の理論及び方法	4	●生徒指導	
進路指導の理論及び方法		●進路指導	2			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2			
教育実習		3	●教育実習Ⅰ	1	事前事後指導	3
		●教育実習Ⅱ	2			
教職実践演習		2	●教職実践演習（中・高）	2		2
法定必要単位数合計		23	本学での必要（必修）単位数合計			29

中学校教諭1種免許状取得用の「教職に関する科目」

（●印は必修科目です
▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科 目 名	各科目に含める必要事項	法定必要単位数	科 目 名	単位数	備 考	
教職の意義等に関する科目	教職の意義および教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種機会の提供等	2	●教職概論	2		2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	●教育原理	2		6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		●教育心理学	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		▲教育制度論	2	2科目中1科目選択必修	
			▲教育社会学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	●教育課程論	2		16
	各教科の指導法		●数学科教育法Ⅰ	2		
			●数学科教育法Ⅲ	2		
			●数学科教育法Ⅳ	2		
	道徳の指導法		●数学科教育法Ⅴ	2		
			●道徳教育の理論と実践	2		
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育の方法と技術	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	●生徒指導	2		6
	進路指導の理論及び方法		●進路指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2		
教育実習		5	●教育実習Ⅰ	1	事前事後指導	5
			●教育実習Ⅱ	2		
			●教育実習Ⅲ	2		
教職実践演習		2	●教職実践演習（中・高）	2		2
法定必要単位数合計		31	本学での必要（必修）単位数合計			37

教職免許法施行規則 第66条の6に定める科目

科目名一覧

中学校・高等学校教諭1種免許状共通

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
日本国憲法	2	憲法	2		2
体育	2	健康科学	1		2
		健康とスポーツ	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱ（初級英会話）	2	2科目中1科目 選択必修	2
		英語Ⅳ（中級英会話）	2		
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2
法定必要単位数合計		本学での必要（必修）単位数合計			8

教科又は教職に関する科目

高等学校教諭1種免許状を取得する場合

	本学での必要単位数合計
「教科に関する科目」及び 「教職に関する科目」の選択科目から修得	1教科あたり10

教科又は教職に関する科目の10単位は、「特別支援教育論」と「道德教育の理論と実践」若しくは、5～7ページの免許状申請教科ごとに必修科目以外（●のついていない科目）、8ページの▲（選択必修科目）で選択しなかった科目の中から任意で選択します。

教育職員免許法施行規則に定める 科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数	
科 目 名	法定必要単位数	科 目 名	単 位 数	備 考		
教科又は教職に関する科目	16	特別支援教育論	2	・「特別支援教育論」 ・「道徳教育の理論と実践」 ・5～7ページの免許状申請教科ごとに必修科目以外の科目(●のついていない科目) ・8ページの▲(選択必修科目)で選択しなかった科目	左から任意で10単位分を選択します	10
		道徳教育の理論と実践	2			
法定必要単位数合計	16	本学での必要(必修)単位数合計			10	

中学校教諭1種免許状を取得する場合

	本学での必要単位数合計
「教科に関する科目」及び 「教職に関する科目」の選択科目から修得	2

教科又は教職に関する科目の2単位は、「特別支援教育論」若しくは、7ページの必修科目以外（●のついていない科目）、又は9ページの▲（選択必修科目）で選択しなかった科目の中から任意で選択します。

教育職員免許法施行規則に定める 科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
教科又は教職に関する科目	8	特別支援教育論	2	・「特別支援教育論」 ・7ページの必修科目以外の科目（●のついていない科目） ・9ページの▲（選択必修科目）で選択しなかった科目 左から任意で2単位分を選択します	2
法定必要単位数合計	8	本学での必要単位数合計			2

《注意》

「教科又は教職に関する科目」は、法定必要単位数を超えて修得した「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位が充当されます。「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の選択科目から高等学校は1教科あたり10単位分、中学校は2単位分を修得する必要があります。科目の選択は任意です。（「教科又は教職に関する科目」に充当する単位を修得し忘れないようにしてください。）

履修上の留意事項

- ① 各自対象となるカリキュラムの履修科目一覧における本学必修科目を全て修得する必要があります（他大学等で修得した免許状の申請に有効な既修得単位を所持している場合を除く）。
- ② 教育実習は、教育実習受講資格を得なければ受講できません。教育実習を受講する前年度末までに、教育実習受講資格における修学の要件として定められている科目・単位数を修得しておく必要があります。（13～16ページ参照）
- ③ 本学のカリキュラムにおいて「教科に関する科目」と「第66条の6に定める科目」は卒業要件に含まれますが、「教職に関する科目」は卒業要件に含まれませんので、卒業と同時に免許状の取得を目指す場合は、十分な履修計画を立て、学習を進めてください。
- ④ 「教職実践演習（中・高）」のみの履修はできません。原則、本学において「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ（中学のみ）」の単位を修得した方のみ履修することができます。
- ⑤ 中1種免数学と高1種免数学の同時取得を希望の場合、中1種免の必要単位の他に以下の単位を修得します。
 - ・教職に関する科目：数学科教育法Ⅱ（2単位）
 - ・教科又は教職に関する科目：6単位

教育実習

免許法第5条別表第1により免許状を取得する場合は、教育実習を受講する必要があります。教職に関する専門教育科目の必修科目で学んだ知識や技能を教育現場で実践するものです。本学では「教育実習Ⅰ」（事前事後の指導1単位）と「教育実習Ⅱ」（現場における2週間の実習2単位）で構成されています。なお、中学数学での教育実習の場合は、「教育実習Ⅲ」（2単位）が追加となり、3週間の教育実習が必要となります。

中学校又は高等学校での教育実習は、指導教官のもとで、各種の授業参観や指導案の立案など、実際の授業実践を通して、教師として必要な基本的な事項を体験する学問分野です。そのため、教育現場での生徒と教師との間で展開される指導内容や方法について理解し、それを自らの考えに基づいて工夫しながら研究しなければなりません。さらに、生徒との触れ合いを通して教育という仕事を実体験し、専門職としての教職についての認識を深め、教師になった場合において、実践的な教育活動が展開できるような力を培うことを目的としています。

<教育実習受講資格>

教育実習は、本学が定める「教育実習受講資格」を得て、本学の許可を受けた方でなければ受講することができません。「教育実習受講資格」を得るには、「修学に関する要件」で定められている科目・単位数を教育実習を受講する前年度までに修得しておく必要があります。修得することができなかった場合は、実習校の内諾・承諾を得られている場合でも受講は許可されません。教育実習受講にあたっては、入学年次から計画的に学習を進めてください。

編入学生・科目等履修生および秋期入学生の教育実習受講年度について

教育実習を受講する前年度末までに教育実習受講資格を得る必要があることから、編入学生、科目等履修生の教育実習の受講は、入学してから2年目以降となります。

秋期入学生については、入学した翌年度の10月以降でなければ教育実習の受講は許可されませんのでご注意ください。※本学を卒業した科目等履修生を除く

また、正科生卒業後、科目等履修生として教育実習を考えている方は、正科生から科目等履修生になるまでの学籍のない空白期間中は、本学の学生として教育実習のお願い・依頼はできませんので、ご注意ください。

1. 心身に関する要件

- (1) 教職を志し、教員採用選考検査を受けようとする者
- (2) 伝染の恐れのある疾患がないこと
- (3) 教育実習を遂行するうえで妨げとなる心的疾患や身体機能上の問題がないこと

2. 修学に関する要件

- (1) 本学が開講する「教科に関する科目」の必修科目20単位中12単位以上を修得していること。
正科生は個別認定単位を含む。科目等履修生は、他大学で修得済みであっても本学で修得することを要する。複数教科の免許状を取得する場合、教育実習を行う教科の「教科に関する科目」の単位で判定します。

(2) 本学が開講する次の科目を単位修得していること。他大学で修得済みであっても本学で修得することを要する。

高校の免許状を取得する場合	
教育原理	2単位
教職概論	2単位
教育心理学	2単位
各教科教育法Ⅰ※	2単位
各教科教育法Ⅱ※	2単位
生徒指導	2単位
学校教育相談	2単位
合 計	14単位

中学校の免許状を取得する場合	
教育原理	2単位
教職概論	2単位
教育心理学	2単位
数学科教育法Ⅰ	2単位
数学科教育法Ⅲ	2単位
数学科教育法Ⅳ	2単位
数学科教育法Ⅴ	2単位
生徒指導	2単位
学校教育相談	2単位
道德教育の理論と実践	2単位
合 計	20単位

※各教科の指導法は、教育実習する教科が情報の場合は、「情報科教育法Ⅰ」「情報科教育法Ⅱ」、商業の場合は、「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」、数学の場合は「数学科教育法Ⅰ」「数学科教育法Ⅱ」になります。

(3) 教育実習事前指導のレポートを提出し、合格していること。

(4) 正科生の場合、卒業要件の科目を94単位以上（一括認定単位、個別認定単位を含む）修得済みであること。

3. その他の要件

本学の学費を完納している者

中学校の免許状を取得する場合、介護等体験の事前指導を受講済みであること。

※16ページ〈介護等体験について〉参照

4. 教育実習受講にあたっての注意事項

(1) 教育実習で知り得たことを他に利用したり、活用しないでください。

(2) 指導する教員の許可を得ず、生徒との私的なやりとりをしないでください。

- ・修学に関する要件で、教育実習の事前指導となるレポートが未提出の場合や、各教科の指導法を修得していない場合は、他の教職関連科目の修得状況にかかわらず受講を許可しません。
- ・複数科目同時に免許取得を希望している場合は、教育実習希望調査書の実習教科で受講資格判定を行います。（中学数学取得の場合は、中学数学で判定します）

※教育実習事前指導の学習方法について

本学が指定するメディア教材を見て学習後にレポートを提出します。このレポートは、受講資格判定のひとつとして評価します。評価が不可の場合（事前指導の理解が不足していると判断された場合）は、他の条件を満たしていても教育実習の受講資格は得られません。

＜教育実習校の確保＞

教育実習校は、実習の前年度に出身校や最寄りの学校等に交渉し、各自で確保しなければなりません。本学からの紹介・斡旋等はありません（事前に内々諾を得ておくことをお勧めします）。

科目「情報」の場合は「情報」による教育実習が原則ですが、「数学」「理科」「家庭」「工業」「商業」等の教科による実習を認めることがあります。中学「数学」の場合（高等学校「数学」と同時取得する場合も含む）、中学校・高等学校のどちらで実習を行っても構いませんが、実習期間は3週間となるよう調整してください。高等学校教諭1種免許状だけの場合、実習期間は原則、高等学校で2週間となるよう調整してください。

なお、次の学校での教育実習は認められません。

- ・勤務先の学校（講師、実習助手、事務職員等含む）
- ・通信制の学校・高等専門学校・海外の学校

＜教育実習受講の流れ＞

① 教育実習希望登録（実習前年度の履修登録時）

教育実習希望登録された方に「内諾書」と「教育実習生身上書」等の書類を本学より送付します。

② 実習校開拓活動（中学校教諭1種免許の取得を目指す方は、以降の「高等学校」を「高等学校又は中学校」と読み替えてください。）

- ・最寄りの高等学校へ交渉を開始します。教育実習生の受入れには、各高等学校において定員がありますので、早めに（高等学校の夏休み前までを目途に）内諾が得られるように活動をすることをお勧めします（受入れ可能かを電話で確認すること。4月で締め切られる実習校もあるので要注意）。
- ・内諾を得る際に本学からの依頼文書を高等学校が必要とする場合は、本学まで連絡してください。
- ・内諾が得られたら「内諾書」の作成（記入）を高等学校に依頼します。「内諾書」を受け取ったら速やかに本学へ提出してください。

③ 教育実習受講資格の判定

教育実習実施年度の前年度末に、本学において教育実習受講資格の判定を行います。

④ 本学から高等学校へ実習生受入れの正式依頼（受講資格者のみ）

「内諾書」が提出された方について、本学から高等学校に対し正式に教育実習生の受入れを依頼します。

⑤ 高等学校から本学に実習生受入れについて承諾の連絡

⑥ 教育実習費の納入

⑦ 教育実習実施

⑧ 教育実習日誌及び教育実習レポートの提出（原則実習期間終了後2週間以内）

「教職実践演習（中・高）」については、履修条件が教育実習を受講して単位修得することになりますので、基本的には教育実習を受講した次の期でなければ履修できません（前期で教育実習受講であれば、後期で教職実践演習（中・高）を履修）。

このため、教育実習の受講時期について前期の場合8・9月で実施、後期の場合1月～3月で実施することで打診された場合は、必ず本学通信教育部事務部まで内諾書をもらう前に連絡してください。

そのまま教育実習を受講すると、成績評価する時期が遅くなり、「教職実践演習（中・高）」を履修登録ができない場合があります。

ただし、実習校の指定で10月でなければ教育実習を受講できない場合で、10月中に教育実習を終了して、実習校からの評価（教育実習日誌、教育実習評価表、出勤簿）と教育実習レポートを10月末までに提出することが確約できる場合に限り、後期での「教職実践演習（中・高）」の履修登録を許可します（秋期入学の正科生A、科目等履修生も含む）。

本来であれば、教育実習の単位修得をしていないと「教職実践演習（中・高）」の履修登録はできないため、必ず本学通信教育部事務部まで内諾書をもらう前に連絡して履修登録可能であるかを確認してください。

なお、実習校からの評価と教育実習レポートの提出が11月になる場合と、教育実習の成績が不可となり単位修得できなかった場合は、後期での「教職実践演習（中・高）」の受講はできませんので、ご注意ください。

<教育実習費>

教育実習校が教育実習費を必要とする場合のみ実費が必要となります（支払方法および金額は、教育実習校により異なりますので、必要に応じてお知らせします）。

<教育実習の実務振替>

中学校及び高等学校において教員として実務経験がある方は、教職経験1年につき1単位の割合で他の「教職に関する科目」の単位を修得することにより、教育実習の単位に振り替えることが可能です。実務振替が可能かどうかについては、免許状の申請をする都道府県教育委員会で事前にご確認ください。

<保険加入について>

教育実習受講者は、実習中に不慮の事故等により損害賠償責任を負うことになった場合に備え、「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）に単年度加入します。保険料は大学負担です。

<介護等体験について>

中学校教諭1種免許状を取得する場合、免許状申請時に介護等体験証明書が必要になります。

介護等体験は入学の翌年6月から2月までの間に福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の実習を行います。いずれも北海道での実習が可能な方のみ受け付けとなります。特別支援学校の実習期間や場所の指定はできません。なお、介護等体験事前指導を受講しない場合は、中学校「数学」の教育実習は許可しません（他大学等で介護等体験を受講し、介護等体験証明書を所持している場合、介護等体験免除者を除く）。詳細については、入学後にお知らせいたします。

なお、正科生1年次入学と2年次編入学の方は2年次の10月に、3年次編入学と科目等履修生の方は入学年度の10月に、介護等体験事前指導の申込を行い、翌年2月中旬の平日に本学で実施する介護等体験事前指導の受講と介護等体験申込手続きが必要です。

手続きを行うと翌年度に介護等体験の実習を行うとともに、教育実習受講資格を満たせば、教育実習の実施となります。

複数教科の高等学校教諭1種免許状を取得する場合には、すべての高等学校教諭1種免許状を5条別表第1を基に取得する場合の他に、基となる高等学校教諭1種免許状を5条別表第1で取得後、2教科目以降の高等学校教諭1種免許状を6条別表第4で取得するという方法もあります。

【5条別表第1を基に複数の免許状を取得する場合の必要単位（すべて5条第1で修得）】

2教科の教員免許状を同時に取得する場合に必要な単位：101単位

3教科の教員免許状を同時に取得する場合に必要な単位：135単位

【5条別表第1で基になる免許状を取得後、6条別表第4で他の免許状を取得する場合】

2教科の教員免許状を取得する場合に必要な単位：91単位（67単位+24単位）

3教科の教員免許状を取得するのに必要な単位：115単位（67単位+24単位×2）

※2教科目以降の免許状を6条別表第4で取得する場合、必ず基になる教員免許状の交付を受けていることが条件となります。
また、すべてを5条別表第1で取得する場合と比べ、必要単位数が少なくて済むというメリットがありますが、複数の免許状を同時に取得できない、人物に関する証明書などの証明書がその都度必要になるというデメリットもあります。

※中学校教諭1種免許状（数学）は学校種が異なるため、5条別表第1でしか取得できません。

こちらの資料は、「入学志願要項」の中で「旧免許法」にあたる部分について説明したものになります。
「履修のしかた」等につきましては、「入学志願要項」に記載していますので、そちらをご覧ください。



<https://tsushin.do-johodai.ac.jp/>

通信教育部

〒069-8585 北海道江別市西野幌59番2
TEL 011-385-4004 FAX 011-385-1074
e-mail t_koho@do-johodai.ac.jp
受付時間 平日9:00～17:45(土日祝日を除く)

東京事務所

〒164-0001 東京都中野区中野5-62-1 EDCビル
TEL 03-3319-4003
e-mail hiu-tokyo@edc.ac.jp
受付時間 平日9:00～17:45(土日祝日を除く)